

○経済産業省告示第 号

電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）の一部の施行に伴い、並びに同法の規定に基づき、及び同法を実施するため、広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示（令和八年経済産業省告示第 号）の一部を次の表のように改正し、令和 年 月 日から施行する。

令和八年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（広域系統整備交付金及び貸付金の財源に充て るべき額） 第二条 広域省令第九条第二項に規定する広域系 統整備交付金の財源に充てるべき額及び広域省	（広域系統整備交付金及び貸付金の財源に充て るべき額） 第二条 広域省令第九条第二項に規定する広域系 統整備交付金の財源に充てるべき額及び広域省

令第九条の二第二項に規定する貸付金の財源に充てるべき額（以下「配分額」という。）は、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）第二条第三項第一号及び第二号に掲げる経理区分の額を基に、次に掲げる事項を踏まえ、配分するものとする。

一・二 （略）

令第九条の二第二項に規定する貸付金の財源に充てるべき額（以下「配分額」という。）は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十九条の八の規定により同法第二十八条の四に規定する推進機関が卸電力取引所から納付を受けた額を基に、次に掲げる事項を踏まえ、配分するものとする。

一・二 （略）

附 則

この告示の改正前に電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）による改正前の電気事

業法第九十九条の八の規定により推進機関に納付された額は、第二条において配分額を配分する際に考慮することとする。